

令和2年4月1日

学生へ

学生支援係

「JASSO 災害支援金」の募集について

標記のことについて、下記のとおり募集しますので、申請希望者は学生支援係で必要な書類を受け取り、期限までに下記宛先まで提出して下さい。

記

1. 申請資格

次の全てに該当する人。

- (1) 日本国内の大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程に在学中の学生等（外国人留学生を含む。）。
- (2) 自然災害等の発生により、居住する住宅（当該学生等又はその生計を維持する者が生活の本拠として日常的に使用している日本国内の住宅をいう。以下同じ。）に、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む。）若しくは床上浸水以上の被害を受けた場合、又は自然災害等による危険な状態が発生し、自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続（以下「長期避難」という。）した場合。
- (3) 学修に意欲があり、修業年限で学業を確実に修了できる見込みがあると学校長が認める学生等。

※ 科目等履修生、研究生、聴講生等は除く。

※ 成績不振により留年中（成績自体に問題はないが、学籍異動（休学・留学等）のため同一学年を引き続き再履修している人を除く。）に発生した災害は対象外とする。

※ 入学前・休学中に発生した災害は対象外とする。

※ 同一の災害につき、申請は1回とする。

※ 本機構の貸与・給付奨学金利用の有無は問わない。また、他団体の経済的支援を受けていても申請することができる。

2. 提出書類

【日本人学生の場合】

- ・様式1 申請書→学生支援係で渡します
〈床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合〉
- ・罹災証明書（コピー可）、または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー（罹災証明書の発行に時間がかかる場合）
〈長期避難の場合〉
- ・自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続したことがわかる自

自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料

・ 支援金の振込みを希望する口座の通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人が分かるもの）

※ 支援金の振込口座について

- ・ 申請者（学生）名義の普通口座のみとします。
- ・ 次の金融機関等は取り扱いません。

農協、外資系銀行、ネットバンク等（新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等）

- ・ インターネット支店、一定期間取引がない口座（休眠口座）は不可。

【外国人留学生の場合】

〈床上浸水・半壊以上の被害を受けた場合〉

・ 罹災証明書（コピー可）、または市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピー（罹災証明書の発行に時間がかかる場合）

〈長期避難の場合〉

・ 自治体の避難勧告等による住居への立入禁止等が1か月以上継続したことがわかる自治体のホームページの公示を印刷したもの等、公的な客観資料

※ 市区町村役場等で罹災証明書の発行手続きを行った際の申請書類一式のコピーで申請した場合は、追って罹災証明書を学校経由で提出してください。床上浸水・半壊以上の罹災証明書の提出を日本学生支援機構で確認した後、支援金の振込みを行います。

※ 罹災証明書は、全壊、半壊、床上浸水等、罹災状況の記載があり、住宅に物的損害を受けたことがわかるものとしします。断水・停電理由の罹災証明書では支給しません。

※ 提出された書類は返却しません。

3. 支給額

10万円(返還不要)

4. 受付期間

- ・ 令和2年4月1日以降に発生した災害を対象に随時受付
- ・ 自然災害等の発生月の翌月から起算して6か月以内に学生支援係に申し出て提出して下さい

5. 支援金の支給について

日本学生支援機構において審査後、学校を通じて申請者に審査結果をお知らせします。

6. 照会および提出先

学生課 学生支援係

以上